

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

第3章 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

我が国は、人生100年時代と言われるような高齢化が進み、令和4（2022）年10月1日現在、高齢化率29.0%となっています。

そのような中、長野県では健康寿命や高齢者の有業率が全国トップレベルにあるなど、健康で元気な高齢者が増えています。

本市においても、令和4（2022）年10月1日現在の高齢化率は30.4%と高い割合であるものの、全国的には増加傾向にある介護保険の要支援・要介護認定率は横ばいで推移しています。

総人口が減少する中で、本計画期間中の令和7（2025）年に、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳以上）となり、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて高齢化が一層進行することが見込まれ、特に75歳以上人口の増加が予想されます。

今後の高齢化の急速な進行に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者など不安を抱えながら生活する高齢者の増加や、介護離職の増加、高齢者虐待への対応、災害や感染症などへの新たな対応が課題となっています。

また、趣味や仕事などの社会参加を通じて生きがいのある豊かな生活を営むことができるよう、健康寿命延伸への取組とともに、豊富な知識と経験を持つ高齢者がまちづくりの貴重な担い手として、地域社会に貢献できる体制を築くことを含め、社会全体で支え合う仕組みの必要性が高まっています。

こうした社会情勢等に対応した総合的な高齢者施策の推進が一層求められています。

(2) 趣旨

前計画では、令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据え、基本理念の「住み慣れた地域で支え合い 自分らしく 健やかで 生きがいを持って 安心して生活できるまち“ながの”」を実現するため、それまでの方向性を継承しつつ、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、健康づくりや積極的な社会参加を支援するとともに、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指してきました。

本計画では、いわゆる「団塊の世代」の全ての人が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年のみならず、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22（2040）年を見据えて、高齢者を取り巻く状況等の変化を踏まえ、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても安心して生活できるよう「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図ります。さらに、高齢者はもとより、障害者（児）・子ども等の様々な分野の課題について一体的に対応し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくため、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきます。併せて、高齢者数の推移や長野県医療計画等を踏まえ、中長期的な介護サービス見込量及び保険給付費並びに、介護保険料の水準を推計し、本計画に反映します。

※本計画書では、「第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画」を「前計画」といい、「第10次長野市高齢者福祉計画・第9期長野市介護保険事業計画」を「本計画」という。

2 計画の基本的性格

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づき「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体的に策定し、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画としています。

■第 10 次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を示しています。

■第 9 期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。なお、本計画に基づき、第 1 号被保険者の保険料額の算定を行いました。

3 計画の期間

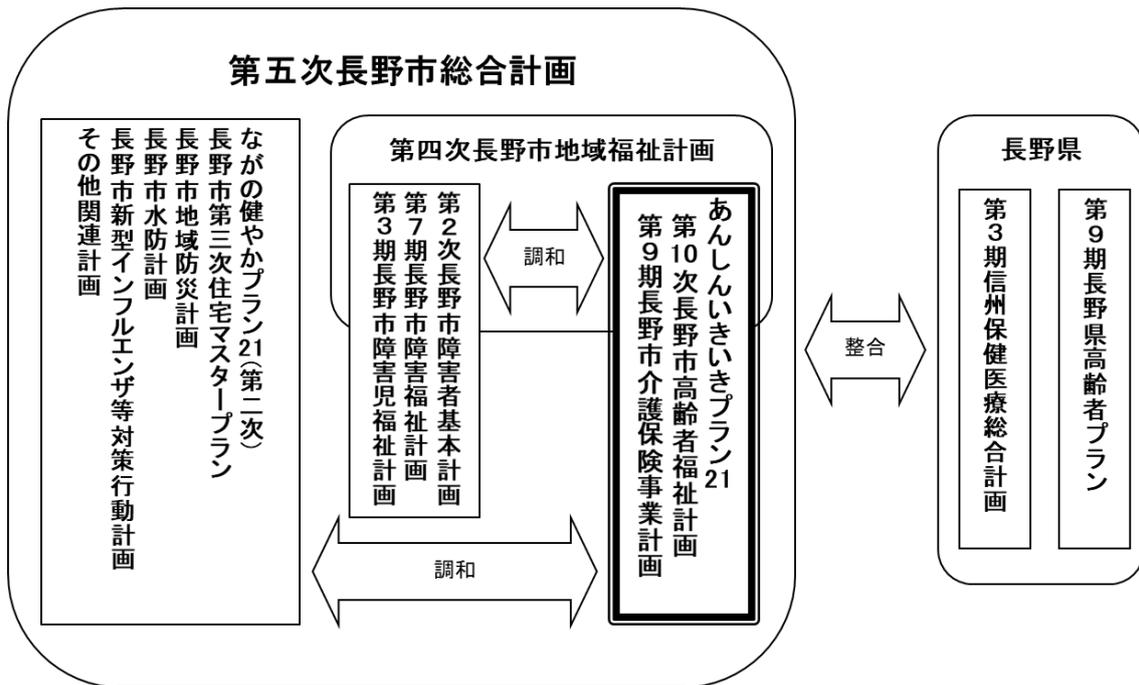
令和 22 (2040) 年を見据え、令和 6 (2024) 年度を初年度とし、令和 8 (2026) 年度を目標年度とする 3 か年計画とします。

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
第九次・第八期	計画期間					
第 10 次・第 9 期				計画期間		

4 計画の位置付け

「福祉都市宣言」を踏まえ、本市のまちづくりの指針である「第五次長野市総合計画」に基づき、地域福祉推進の指針である「第四次長野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「ながの健やかプラン 21（第二次）」など様々な計画と連携しながら、本市の財政状況を踏まえて、高齢者が地域で住みやすい社会を築きます。また、新たに策定される「第9期長野県高齢者プラン」などとの整合を図ります。

また、本計画では頻発する災害や感染症に対し、「長野市地域防災計画」、「長野市水防計画」、「長野市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき対応します。



福祉都市宣言（昭和52年10月9日）

健康で、文化的な生活を営むことのできる明るい福祉社会をだれもが望んでいる。

私たち長野市民は、人間愛に満ちた思いやりと、相互扶助に基づいたわりの心を養い、豊かで明るい長野市を築くため、ここに福祉都市の宣言をする。

- 1 市民の知恵と、すべての力を集め、人間性豊かな福祉都市の実現に努めよう。
- 1 人と人との触合いを大切にし、一人ひとりが生きがいを持てる福祉の町づくりに努めよう。
- 1 親切心と、いたわりの心が行き渡る、心の福祉の輪を広めよう。

5 計画の進捗管理

計画の実施状況については、毎年度長野市社会福祉審議会において進捗管理（外部点検）を行うほか、個別の事業について「計画・実行・検証・改善」を繰り返す（PDCAサイクル）という自己点検等を行いながら事業を実施します。また、進捗管理には指標や事業実績はもとより、各種データ等を併せて利活用することで、改善へ向けた取組へ反映することとします。

このことにより、市民ニーズの変化、高齢者を取り巻く社会の動向、高齢者福祉制度及び介護保険制度の改正に応じるとともに、弾力的かつ適正な事業運営に努めます。

6 計画の推進のための基本姿勢

高齢化の進行と多様化する高齢者福祉・介護保険サービス需要に対応するためには、計画推進のための基本姿勢を定め、各種施策を実施していくことが必要です。

様々な場面における連携を強化あるいは充実させ、計画を円滑かつ柔軟に実施していきます。

■保健・医療・福祉の連携強化

本計画は、保健・医療・福祉の密接な連携関係の上に成り立つものです。高齢者の多様なニーズに対応するため、行政にとどまらず各種機関等との連携の強化に努めます。

■地域における連携支援体制の充実

本計画を円滑に実施するため、地域包括支援センターを中核に、在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所、保健センター等による相談・支援体制の充実を図ります。

地域において高齢者が安心して生活を送るために必要なサービスが、家族をはじめ地域住民、様々なサービス事業者及び地域福祉を支える関係団体（長野市社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体等）の連携・支援の下に提供される体制を充実し、地域共生社会の実現に努めます。

■サービスの質の確保と向上

サービスを利用する高齢者の尊厳を保持するため、介護保険サービスをはじめとする様々なサービスの提供はもとより、その質の確保と向上を図り、充実したサービスが提供されるよう努めます。また、今後ますます拡大する介護需要に対応し、安定的にサービスを提供できる体制を維持するため、県及び関係機関と連携し、介護人材の確保に努めます。

■民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進

地域包括ケアシステムを更に推進するためには、多様な主体によるきめ細かなサービス提供が欠かせません。高齢者が安心してサービスを利用できるよう、多様なサービス事業者が保健福祉事業及び介護保険事業に参入できる環境整備を推進するとともに、NPO法人やボランティア団体等によるサービスが提供される体制づくりを推進します。

■情報提供体制の充実と情報の公表と公開

高齢者に関する保健福祉・介護保険サービスについての周知を図るとともに、市民が知りたいときに必要な情報を入手できるように、情報提供体制の充実を図ります。また、介護保険サービス事業者や福祉サービス事業者のサービス内容等については、利用者保護やサービスの適正化を図るため、広く市民への情報の公表と公開を促進します。